

## 島根県福祉サービス第三者評価調査者名簿登載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県福祉サービス第三者評価機関認証要領(以下「認証要領」という。)第2条第5号に規定する島根県福祉サービス第三者評価調査者名簿(以下「名簿」という。)への登載に当たって必要な事項を定めるものとする。

(名簿)

第2条 県は、評価調査者としての要件を満たす者の氏名、専門区分、所属評価機関及び主な経歴等を記載した一覧表を名簿として管理する。

(名簿への登載)

第3条 県は、認証要領第2条第4号ア又はイに該当し次の各号に掲げる者について、名簿を作成する。

(1) 島根県福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施要領(以下「研修要領」という。)第3条に規定する養成研修を修了した者

(2) 全国社会福祉協議会の実施する第三者評価調査者指導者研修又は養成研修を修了した者

(3) 他の都道府県が実施した第三者評価者養成研修等で本県が実施する養成研修と同程度であると認められる研修を修了した者

2 前項第1号及び第2号に該当する者の名簿への登載は、名簿登載届出書(様式1号)により行い、第2号に該当する場合にあっては、当該研修を修了したことを証する書面並びに必要な実務経験又は資格を証する書面を添付するものとする。

3 第1項第3号に該当する者の名簿への登載は、名簿登載申請書(様式第2号)によるものとし、受講した研修のカリキュラム及び修了証書並びに必要な実務経験又は資格を証する書面を添えて申請するものとする。

(名簿からの削除)

第4条 県は、名簿に登載した評価調査者が次の各号の一に該当する場合には、名簿から削除する。

(1) 本人から削除の申し出があったとき。

(2) 正当な理由がなく、研修要領第4条に規定する継続研修を受けなかったとき。

(3) 評価実績がないか、又は著しく少ない場合で削除することが適切と判断

されるとき。

- (4) 不正な行為を行う等評価調査者としてふさわしくないと認められるとき。
- 2 前項第3号又は第4号に該当して削除しようとするときは、「島根県福祉サービス第三者評価推進委員会」(以下「委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

(名簿への再登載)

第5条 前条の規定により、名簿から削除された者が、再度名簿への登載を希望する場合には、原則として再度養成研修を受講するものとする。但し、削除の事由に応じて次の各号のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号に該当する場合で1年以内に再度の登載を希望する場合は、養成研修を受講することを要しない。
- (2) 前条第1項第4号に該当する場合にあっては、削除に当たって委員会の意見を聴いて定めた年限の間、再登載を行わない。

附則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年3月21日から施行する。

附則

この要領は、令和3年3月25日から施行する。